発言順位	5 番

一般質問発言通告書

下記事項について質問をしたいので、会議規則第５１条第１項の規定により通告します。

令和 2 年 2 月 18 日

三島市議会議長　大房　正治　様

三島市議会議員　10　番　　河野　月江　印

質問事項１	都市計画決定の前提となる、行政の情報公開と市民への情報提供について

具体的内容　市は、現行の三島駅南口東街区再開発計画をすすめるため、今後都市計画審議会を経て、7月にも新たな「都市計画決定」をおこなう準備をすすめています。「都市計画法」（第３条３項）で明確に「地方公共団体は、…都市計画に関する知識の普及及び情報の提供に努めなければならない」とうたっている通り、“行政による情報公開と説明責任”は都市計画決定の大前提です。これまで再開発事業における事業計画案、施設計画案については、「民間がおこなう事業であるから」「当該法人等の権利や利益を害する恐れがあるから」「まだ計画段階であるから」「これから市民の声をきいていくから」などの理由のもとで、市による市民への情報提供は不十分なままでした。本当に「公共の福祉」実現のための事業であるならば、行政の積極的な情報開示のもと、様々な観点からの市民によるチェック、議会のチェックは不可欠です。また、事業をすすめるにあたって、市が行政の指導責任をしっかり果たしているかも、問われています。以上の観点から、以下について質問いたします。

1. 現況調査について
2. 施設計画案（基本設計案）について
3. 再開発事業の権利変換計画案について
4. 定期借地事業（開業後）の損益計画案について
5. 保留床処分計画案について
6. 実質容積率と延べ床面積について
7. “市街地再開発事業による再開発”に至るまでの、市民参加と市民合意について

質問事項２	公立学校教員への「変形労働時間制」導入について

具体的内容

昨年 12 月、臨時国会で、公立学校の教員の「一年単位の変形労働時間制」の導入を可能にする法案＝「改正教育職員給与特別措置法」が成立しました。現場の教員からは、「導入されたらもう教師を続けられなくなるかもしれない」「長期療養の休職や過労死が、さらに増えてしまうだろう」など、不安の声が聞かれます。

成立を受け、今後１年で、県で条例制定の是非を決め、条例が制定された場合は、当市や各学校で、導入するか否かを選択していくこととなります。

そこで、以下について質問します。

1. 「三島市立学校働き方改革プラン」について

2. 導入の問題点についての所見